

【非公募施設の選定結果の公表内容について】

山梨県特定公共賃貸住宅及び山梨県準特定優良賃貸住宅の 指定管理者の候補者について

山梨県特定公共賃貸住宅及び山梨県準特定優良賃貸住宅の指定管理者の候補者については、下記のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月県議会の議決を経た後に行います。

1 公の施設の名称	山梨県特定公共賃貸住宅及び山梨県準特定優良賃貸住宅
2 指定の期間	令和7年4月1日～令和11年3月31日
3 指定管理者の候補者	名称：山梨県住宅供給公社 住所：甲府市丸の内1丁目6番1号
4 候補者の選定理由	<p>○楡形小笠原団地ほか8団地の特定公共賃貸住宅及び楡形小笠原団地ほか8団地の準特定優良賃貸住宅は、同一団地内の県営住宅と混在しており、これらを一体的に管理することが効率的であるため、公営住宅法に基づく県営住宅の管理代行者となる山梨県住宅供給公社を公募によらず、指定管理者の候補者とする事とした。</p> <p>○事業計画書等の提出を受け、その内容を審査したところ、山梨県住宅供給公社が管理する県営住宅等と一体的に管理することにより、入居者等の多様なニーズに対して、適切かつ効率的な対応が可能になると認められる。</p> <p>○入居の申込みや各種承認申請に対する速やかな対応、日曜営業の実施、外国籍の入居者等への通訳職員による対応等により県民サービスの向上が期待できる。</p> <p>○夜間・休日の家賃納入指導の実施や退去者に対する取り組みも提案されており、きめ細やかな滞納者対策による収入の確保が期待できる。</p> <p>○収支計画については、人件費の抑制方針が示さ、修繕費等についても経費の削減を図ることとしており、これまでの運営実績から、その実現性は高い。</p> <p>○これまで対象施設を適正に管理・運営してきており、引き続き管理戸数に見合った適正な人員配置が確保されていることから、安定的な運営が可能な体制を有しているものと認められる。</p>
5 提案価格	39,114千円（参考：4か年の平均9,779千円）

※ 選定結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。